（様式１－Ｃ）

別紙１

**借入(リース）物件仕様書(自動車）**

**１　車種等**

|  |  |
| --- | --- |
| 車　　　種 | 軽自動車（電気自動車） |
| ミッション | ＡＴ |
| 台　　　数 | １台 |
| 燃　　　料 | 電気 |
| 乗用定員 | ４人 |
| ドア数 | ５枚 |
| 車体カラー | シルバー系、又は契約業者との打ち合わせにより決定 |
| 指定文字等 |  |
| 装備品（別紙可） | １.エアコン　　　２.カーナビゲーション　３.ＡＭ・ＦＭラジオ  ４.時計　　　　　５.パワーステアリング　６.バックブザー  ７.前２席ＥＬＲ付き３点式シートベルト  ８.エアバック（運転席・助手席）　　 　　９.全席パワーウィンドウ  10．間欠式ワイパー（フロント）　　　　　11.リアワイパー  12.フロアマット　13.前後プラスチックバイザー  14.熱線リアウィンド　15.タイヤチェーン　16.ラジアルタイヤ仕様  17.ＡＢＣ消火器　18.バックモニター　　　19.サイドエアバック  20.充電ケーブル　21.ＡＢＳ　　　　　　　22.標準装具  23.ドライブレコーダー（前後） |
| 特別装備 |  |
| 例示車種 | メーカー、車名、グレード |
| 三菱　ｅＫクロスＥＶ　ＰまたはＧ |
| 日産　ＳＡＫＵＲＡ　ＧまたはＸ |
|  |
| 横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針 | 適合　・　非該当または不適合でも可（どちらかに〇） |
| その他参考事項 | 現在の使用状況　　：　年間平均走行距離　　約　３，０００　㎞ |
| ドライバーの状況　： 専任　　　複数人　（どちらかに○） |
| 九都県市指定低公害車 |

**２　物品納入期限** 　　　 令和５年１０月１３日

**３　借入期間(本年度分)** 令和５年１０月１日から令和６年３月３１日まで

**４　借入月数(本年度分）**　　　　６か月

**５　予定借入期間** 　 ６年間

**及び最終日**　　　　　　　令和１１年９月３０日

**６　物品保管場所** 所在地　　横浜市旭区鶴ケ峰１－４－１２

名　称 横浜市旭区役所

ＴＥＬ　　０４５－９５４－６１１５

**７　付帯事項**

(1) 物品の搬入・撤去等

　　　運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

　　　リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

　(3) 入札方法

　　　この入札は、３に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

　　　賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

　(5) 自動車リサイクル料

　　　当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第５条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

　(8) 賃貸借契約約款第７条第２項中「又は使用」を削除して適用する。

　(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

(10) 一般社団法人次世代自動車振興センターから電気自動車に係る補助を受けることとし、本補助を受ける場合には賃貸人が申請を行うこととする。

ただし、本補助が廃止された場合又は金額等の変更がされた場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

**８　発注局課**

　　所在地　横浜市旭区鶴ケ峰１－４－１２

　　担当者　旭区役所　高齢・障害支援課

　　　　ＴＥＬ：０４５－９５４－６１１５

ＦＡＸ：０４５－９５５－２６７５